

## 地域包括支援センターの概要について

### 1 地域包括支援センターの目的と設置

#### (1) 目的

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである。(介護保険法第 115 条の 46 第 1 項)

#### (2) 設置主体

地域包括支援センターは、市町村 又は地域支援事業（包括的支援事業）の実施を市町村から委託を受けた者が設置できる。(介護保険法第 115 条の 46 第 2 項、第 3 項)

### 2 中津川市地域包括支援センターの体制

#### (1) 地域包括支援センター

直営（1 か所）に加え、平成 29 年度に 3 か所、平成 30 年度に 1 か所、令和元年度に 1 か所法人に委託し、現在市内 6 か所で活動している。

#### (2) 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため運営支援、評価を行う。

#### (3) 在宅介護支援センター

地域包括支援センターのブランチ（協力機関）として、市民に身近なところで「総合相談・支援」、「高齢者の実態把握訪問」、「介護予防事業」等を市が委託し実施している。

#### (4) 支援センター相談協力員

支援センター（包括・在支）の円滑な活用を促進するため、支援センターごとに相談協力員を配置し、情報提供、研修会、懇話会を開催する。

### 3 地域包括支援センターの業務内容

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び、第 1 号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）を一体的に実施することとされている。

なお、平成 27 年度介護保険制度の改正によって、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進するため**地域ケア会議**が地域包括支援センターの主要業務の中に法的に位置づけられた。

また、これらの業務とは別に、市町村が取り組む在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業の全部又はその一部、その他介護予防事業のうち、一般介護予防事業の委託を受けることができることとされている。

## 地域包括支援センターの業務について

### (1) 総合相談支援業務

高齢者や家族からの相談を受け、必要な支援を行う。  
高齢者の心身の状況や家庭環境等の実態把握を行う。

### (2) 権利擁護業務

高齢者虐待防止を啓発し、虐待の対応や成年後見制度の啓発及び体制整備を行う。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者に対し、包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築をするため、関係機関の連携体制をつくることや介護支援専門員への支援を行う。

### (4) 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援業務

#### ・介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業に位置づけられ、要支援1・2及び事業対象者の自立のためのケアマネジメントを行い、介護予防ケアプランを作成する。

#### ・指定介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

### (5) 地域ケア会議

個別ケースの課題等を多職種で検討する。また様々なケースの課題から地域の施策につなげていく会議を開催する。

### (6) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために居宅に関する医療機関をはじめ、介護サービス事業者等の関係者と連携をとる。

### (7) 生活支援体制整備事業

高齢者は、地域社会の中で様々な生活困難を抱えることが多く、公的介護保険サービス外で、生活によりそった個別ニーズに即した柔軟なサービスを継続的に提供できるしくみづくりに取り組む。

### (8) 認知症総合支援事業（認知症みまもりの「わ」事業）

認知症になっても安心して暮らせる地域をめざして、認知症について正しい知識を広め、地域のネットワークで認知症の方やその家族・介護者を支えるしくみづくりを推進する。

### (9) 一般介護予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業として、要支援・要介護状態になる可能性の高い対象者に対し、介護予防の必要性や重要性を周知する講座や介護予防教室を実施し、閉じこもり予防等を目的にした教室を行う。またボランティア等の人材育成、地域活動組織の育成支援を行う。